

## ベンチャー企業評価認定書取扱基準

京都市ベンチャー企業目利き委員会

1. 本評価認定書は、京都市ベンチャー企業目利き委員会が、ベンチャー企業に対する支援による地域経済活性化を目指す公益目的、並びに産・学・公の連携による審査体制に基づいて独自に選定した基準により、広く収集、整合した秘密性又は非公開性を有する、財産的価値のある情報です。評価認定書に関する一切の知的財産権は京都市ベンチャー企業目利き委員会に帰属します(但し、申請者が保有する特許権、著作権等の知的財産権は除きます)。
2. 評価認定書については、本来の目的その他相当な目的以外の目的で利用することはできません。貸与、譲渡、翻訳、翻案等の利用行為は一切禁止します。
3. あなたが第2項の定めに違反した結果、京都市ベンチャー企業目利き委員会が損害を被ったときは、あなたは京都市ベンチャー企業目利き委員会に対して、当該損害を賠償する義務を負います。また、あなたと京都市ベンチャー企業目利き委員会との間の紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
4. 京都市ベンチャー企業目利き委員会はベンチャー企業評価認定書の記載内容に関して、審査後の金融機関等の第三者との交渉や取引結果について、何ら保証するものではありません。また、当該評価認定書の記載内容によってあなたや第三者に損害が発生したとしても、京都市ベンチャー企業目利き委員会は当該損害を賠償する義務を負いません。